

浸水想定区域の指定等、洪水ハザードマップの作成等及び浸水想定区域図等の電子化の実施について (国土交通大臣宛て)

水防法等に基づき浸水想定区域図の公表等及び洪水ハザードマップの作成等が適正に行われていない事業並びに電子化ガイドラインに基づき浸水想定区域図等の作成が適切に行われていない事業に係る事業費(支出) 8億9811万円

1 事業の概要

国土交通省及び都道府県は、水防法等の規定により、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定することとなっている。そして、浸水想定区域を指定したときは、浸水想定区域図を作成して公表するとともに、関係市町村に通知しなければならないとされている（以下、浸水想定区域の指定並びに浸水想定区域図の作成、公表及び関係市町村への通知を合わせて「浸水想定区域の指定等」という。）。

そして、浸水想定区域をその区域に含む市町村（以下「浸水想定区域市町村」という。）は、水防法等の規定により、洪水予報等の伝達方法、避難場所等、浸水想定区域内に要配慮者利用施設等がある場合の当該施設の名称及び所在地の各事項を浸水想定区域図に記載した洪水ハザードマップを作成するとともに、住民に周知するために、当該洪水ハザードマップを印刷物の配布その他の適切な方法により各世帯に提供するなどしなければならないとされている（以下、洪水ハザードマップの作成及び住民への周知を合わせて「洪水ハザードマップの作成等」という。）。

また、国土交通省は、浸水想定区域市町村が洪水ハザードマップを作成する際に、浸水想定区域図及びその作成に係るデータ（以下、これらを合わせて「浸水想定区域図等」という。）を円滑に活用できるよう、平成18年9月に「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン」（以下「電子化ガイドライン」という。）を策定しており、浸水想定区域図等については、電子化ガイドラインに基づき電子化を図るよう、各地方整備局等及び各都道府県に通知している。

2 本院の検査結果

国土交通省の18事務所等が13年度から24年度までの間に実施した75河川の浸水想定区域の指定等(事業費計8億1898万余円)、23道府県が17年度から24年度までの間に実施した601河川の浸水想定区域の指定等(事業費計40億6732万余円、国庫補助金等交付額計15億9284万余円)及び22道府県管内の355市町村が17年度から24年度までの間に実施した洪水ハザードマップの作成等(事業費計14億8798万余円、国庫補助金等交付額計4億9494万余円)を対象として会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 水防法等に基づく浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知について

1事務所及び1県は、浸水想定区域図の作成を行ったものの、浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知を行っていなかった。このため、浸水想定区域市町村となるべき市町村において洪水ハザードマップの作成が行われておらず、同事務所において作成された1河川及び同県において作成された3河川に係る浸水想定区域図が有効に活用されていない状況となっていた。なお、同事務所における浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知については、本院の指摘を踏まえて、25年12月に処置が執られている。

(2) 浸水想定区域図の通知後の洪水ハザードマップの作成について

4県管内の14市町村においては、4県が浸水想定区域図の通知を行った後も、各管内で対象となる全て又は一部の河川に係る洪水ハザードマップの作成が行われていなかった。このため、4県におい

て作成された20河川に係る浸水想定区域図が有効に活用されていない状況となっていた。

(3) 洪水ハザードマップへの所定事項等の記載等及び洪水ハザードマップに係る情報の提供について

22道府県管内の112市町村は、洪水ハザードマップに、洪水予報等の伝達方法や要配慮者利用施設の名称及び所在地の記載を行っていなかったり、浸水想定区域図で示されている浸水深の表示を行っていなかったりしていた。また、10県管内の15市町は、洪水ハザードマップを印刷物の配布その他の適切な方法により各世帯に提供するなどしていなかった。このため、住民に対する適正な情報提供が行われていないなどの状況となっていた。

(4) 電子化ガイドラインの策定後における浸水想定区域図等の作成について

6事務所等及び23道府県は、電子化ガイドラインの策定後に作成された浸水想定区域図等が電子化ガイドラインに基づくものとなっていなかった。このため、6事務所等において作成された19河川及び23道府県において作成された260河川に係る浸水想定区域図等の電子データが有効に活用されていない状況となっていた。

上記の(1)から(4)までの事態に係る事業費は、重複分を除くと、浸水想定区域の指定等については6事務所等19河川に係る計1億0089万余円及び23道府県273河川に係る計16億1694万余円(国庫補助金等交付額計5億9818万余円)、洪水ハザードマップの作成等については118市町村に係る計5億9832万余円(国庫補助金等交付額計1億9904万余円)となる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

国土交通省において、事務所等、都道府県及び浸水想定区域市町村における水防法等及び電子化ガイドラインに基づく必要な措置が適正又は適切に行われて、浸水想定区域図及び洪水ハザードマップが有効に活用されることとなるための処置を講ずるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求する。

ア 前記2(1)の事態に係る県に対して、浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知を適正に行うよう助言するなどの必要な処置を執ること、また、事務所等及び都道府県に対して、浸水想定区域の指定等を適正に行うよう周知徹底を図ること

イ 浸水想定区域市町村に対して、都道府県において作成された浸水想定区域図が有効に活用されるよう、浸水想定区域図の通知後の洪水ハザードマップの作成を適正に行うよう周知徹底を図ること

ウ 前記2(3)の事態に係る浸水想定区域市町村に対して、洪水ハザードマップへの所定事項等の記載等及び情報の提供を適正に行うよう助言するなどの必要な処置を執ること、また、浸水想定区域市町村に対して、洪水ハザードマップへの所定事項等の記載等及び情報の提供を適正に行うよう周知徹底を図ること

エ 事務所等及び都道府県に対して、事務所等及び都道府県が浸水想定区域図等の作成に係る業務請負契約を締結する際に、仕様書に電子化ガイドラインに基づいて作成する旨の記載をする必要性を認識し、浸水想定区域図等の作成を電子化ガイドラインに基づき行う趣旨や目的を十分理解した上で、浸水想定区域図等の作成を適切に行うよう周知徹底を図ること